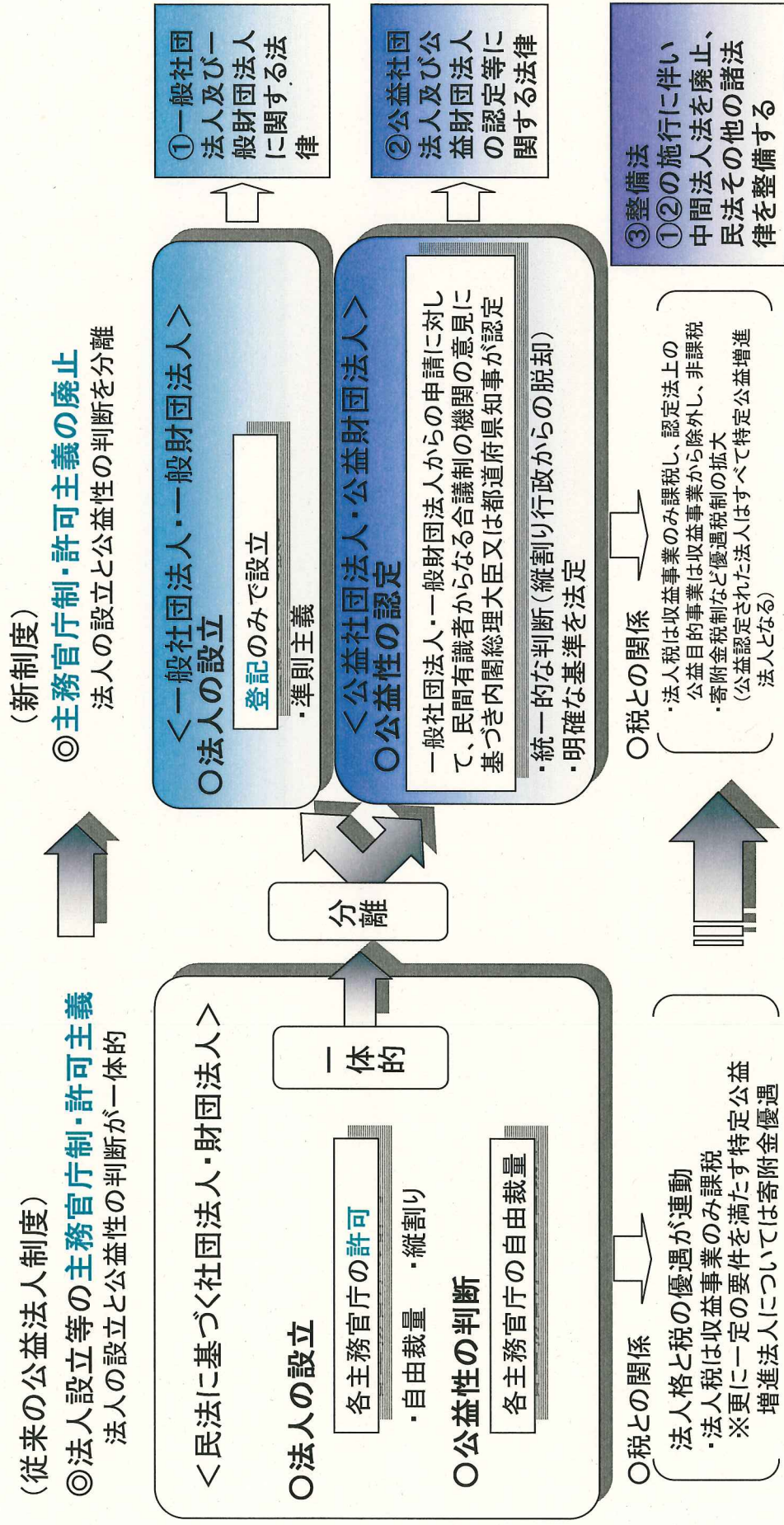


新しい公益法人制度～施策の概要～

～「民による公益の増進」を目指して～明治29年（民法創設）以来の大改革を推進



◎施行は平成20年12月1日（合議制の機関の組織等に関する部分は先行して施行）。

◎従来の公益法人（特例民法法人）は24,317法人（うち国所管：6,625団体）（平成20年12月現在）。従来の公益法人は移行期間（5年）の間に、公益社団・財団法人への移行認定申請または一般社団・財団法人への移行認可申請を行う必要。

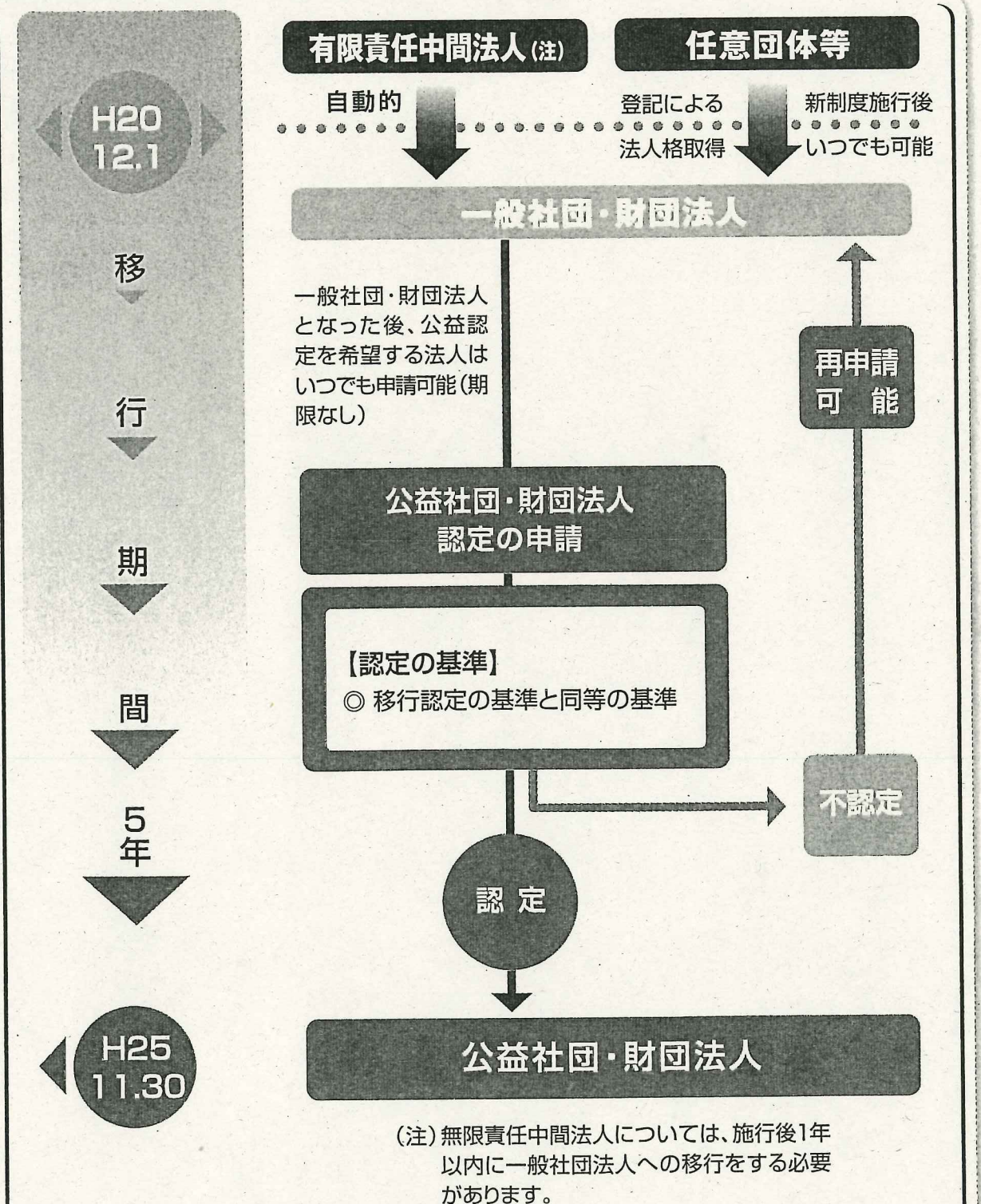
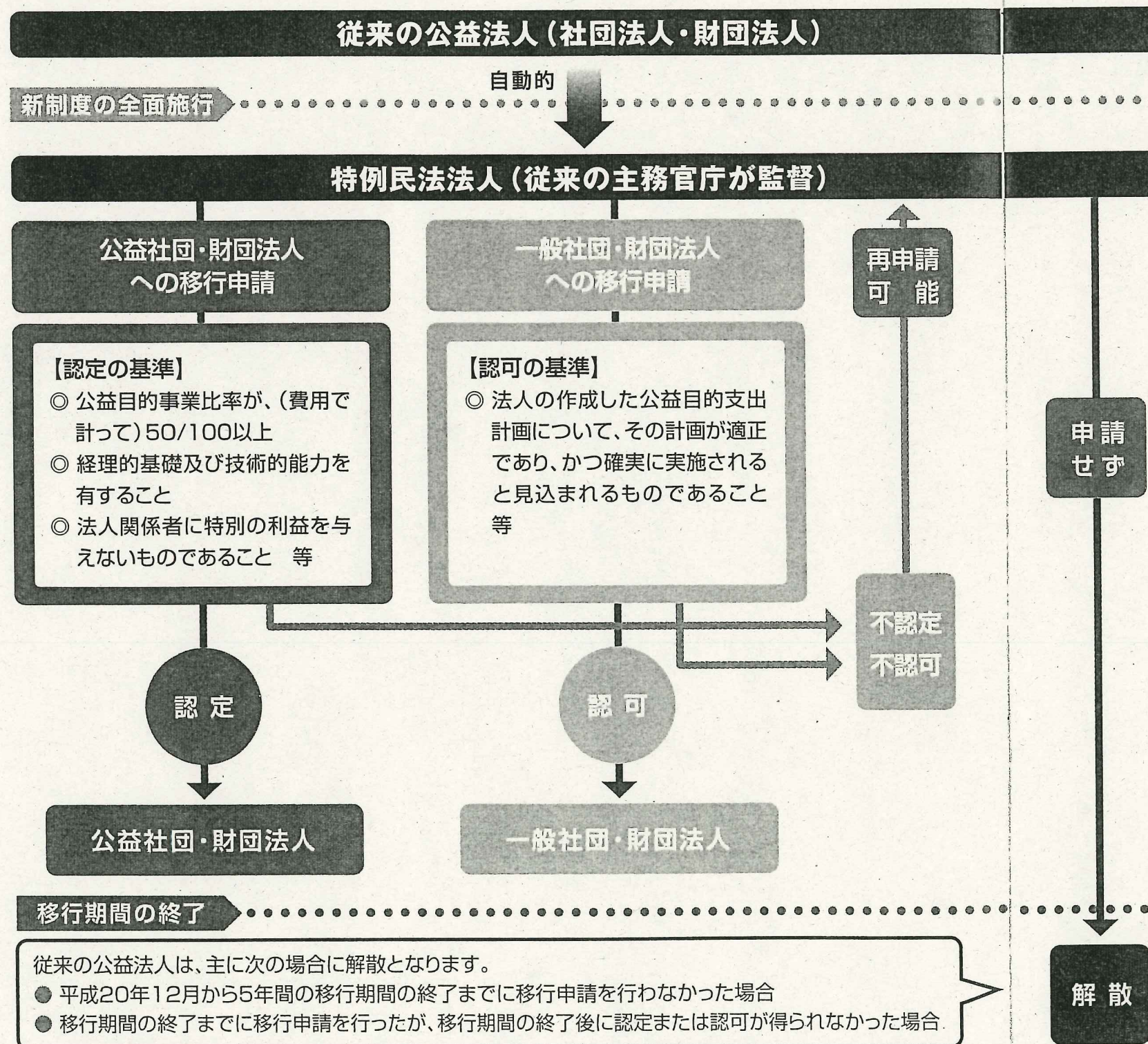
新制度における従来の公益法人等の選択肢

☆ 従来の公益法人（新制度施行後は特例民法法人）には公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。

平成20年12月1日の新制度施行後5年間は特段の手续をとることなく従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できます。ただし、平成25年11月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合には解散となりますので注意が必要です。

☆ 公益社団・財団法人は、「民による公益の増進」に寄与する民間非営利部門の重要な主体です。一般社団・財団法人も「民による公益の増進」の担い手として期待されています。

☆ 有限責任中間法人（注）は、新制度の施行と同時に一般社団法人となります。法人格を持たない任意団体等も新制度においては登記のみで法人格の取得（一般社団・財団法人となること）が可能です。一般社団・財団法人は期間の限定なくいつでも公益認定の申請を行うことができます。



公益認定等委員会について

○ 公益認定等委員会の役割、所掌

法施行型委員会として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に定められた所掌を遂行

※特例民法法人に関しては「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が適用。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）

（所掌事務）

第 32 条 内閣府に、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に属せられた事項を処理する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）

（委員会への諮問等）

第 133 条 公益法人認定法第 32 条第 1 項に規定する公益認定等委員会（以下この款において「委員会」という。）は、公益法人認定法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

【法に定められた委員会の所掌】

- ・ 次の事項に係る内閣総理大臣からの諮問に応じて答申を行うこと
 - ・ 公益認定等に関する申請等に対する処分
 - ・ 公益認定等に関する政令及び内閣府令の制定又は改廃
- ・ 内閣総理大臣に対する勧告権限（勧告、命令、取消し等）
- ・ 内閣総理大臣からの権限の委任に基づき公益法人に対する立入検査

公益認定等委員会委員名簿（第2期）

（五十音順、敬称略）

○ ※ ^{あめみや たかこ}雨宮 孝子 元 明治学院大学大学院法務職研究科教授

◎ ^{いけだ もりお}池田 守男 株式会社 資生堂相談役

※ ^{かいとう ひでかず}海東 英和 元（財）日本青年館理事
元 合同会社リボーン代表社員

^{かどの いずみ}門野 泉 清泉女子大学長

^{きたち たつあき}北地 達明 公認会計士
有限責任監査法人トーマツパートナー

※ ^{でぐち まさゆき}出口 正之 元 国立民族学博物館教授

^{ほり ゆたか}堀 裕 弁護士
千葉大学理事・副学長

◎：委員長

○：委員長代理

※：常勤委員

国会の同意を得て、平成22年4月1日より任命。
任期は、平成25年3月31日まで。

新公益法人制度の概況について

◆平成 20 年 12 月 1 日から、新たな公益法人制度が全面施行。

1. 国の申請処理状況（4 / 9 現在、延べ数）

○これまで、内閣府に 3 2 8 件の申請が到達

（移行認定申請：2 2 6 件（従来の公益法人→公益社団・財団への移行申請）
移行認可申請：6 7 件（ ” →一般社団・財団への移行申請）
新規認定申請：3 5 件（新規設立の一般社団・財団からの公益認定申請）



○うち、1 6 5 件について、公益認定等委員会から答申済。

（移行認定：1 1 0 件（うち不認定 1 件） 移行認可：3 1 件
新規認定：2 4 件

2. 都道府県の申請処理状況（4 / 9 現在、延べ数）

○これまで、各都道府県に 3 3 9 件の申請が到達

（移行認定申請：2 5 6 件 移行認可申請：6 2 件 新規認定申請：2 1 件）



○うち、2 0 1 件について、各都道府県合議制の機関から答申済。

（移行認定：1 4 8 件 移行認可：3 6 件 新規認定：1 7 件）

3. 新制度の普及・啓発

○委員会からの積極的な情報発信（よくある誤解への回答（予定）、FAQ・申請の手引き等の作成、審査状況等の公表、広報媒体（HP「公益法人 information」、ニュースレター、「委員会だより」）の活用）

○申請法人へのきめ細かいサポート（外部人材による出前相談会（5 月頃から開始予定）相談対応（電話又は対面）、法人業態別の研修会等への講師派遣）。

○申請法人の事務負担の軽減（申請法人の視点に立ったHPの改善、電子申請の推奨）

○都道府県との意見交換・情報共有（委員意見交換会、全国ブロック会議の開催）等により、制度の円滑な実施に向け努力。

公益認定等委員会の月別平均答申数の推移

